

国立大学法人徳島大学(法人番号4480005002568)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当該法人1,791人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、近隣地域の以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人島根大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数1,588人)。公表資料によれば、令和元年度の長の年間報酬額は17,522千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、17,522千円と推定される。同様の考え方により、理事については13,848千円、監事については11,952千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…23,374千円

② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当において、当該役員の業務実績の評価により、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、本給、調整手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当としている。期末特別手当についても、国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、本給月額、調整手当の月額、広域異動手当の月額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額、調整手当の月額及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額で、業務の実績等に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、本給、調整手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当としている。期末特別手当についても、国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、本給月額、調整手当の月額、広域異動手当の月額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額、調整手当の月額及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額で、業務の実績等に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額で構成されている。国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、常勤役員の本給を基に、その者の占める職、経歴及び勤務形態を考慮して、学長が個別に定めている。

監事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、本給、調整手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当としている。期末特別手当についても、国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、本給月額、調整手当の月額、広域異動手当の月額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額、調整手当の月額及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額で、業務の実績等に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額で構成されている。国立大学法人徳島大学役員給与規則に則り、月額118,000円としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,644	千円 12,213	千円 5,187	千円 244 (調整手当)			
A理事	千円 14,162	千円 9,816	千円 4,099	千円 196 (調整手当) 50 (通勤手当)	4月1日		※
B理事	千円 14,135	千円 9,816	千円 4,099	千円 196 (調整手当) 24 (通勤手当)			
C理事	千円 13,152	千円 9,132	千円 3,813	千円 182 (調整手当) 24 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 3,162	千円 3,162	千円	千円	4月1日		※
A監事	千円 11,663	千円 8,117	千円 3,360	千円 162 (調整手当) 24 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,416	千円 1,416	千円	千円			

注:「調整手当」とは、地域の民間賃金水準を報酬(給与)に反映するように、物価等を踏まえて支給しているものである。

注:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

徳島大学の理念・目標は、自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献することとしている。

法人の長の職務内容は、学長として校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに法人を代表し、その業務を総理しており、責任の度が特に高度である。

法人の長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

法人の長の報酬月額は法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

徳島大学の理念・目標は、自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献することとしている。

理事の職務内容は、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うこととなり、責任の度が高度である。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員（取締役）報酬19,276千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

理事の報酬月額は民間企業の役員報酬を参考としている国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は上記のとおりであり、民間企業の役員と同等以上であると言える。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

徳島大学の理念・目標は、自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献することとしている。

理事(非常勤)の職務内容は、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うこととなり、責任の度が高度である。

理事(非常勤)の年間報酬額は、本学常勤役員の本給を基に、その者の占める職、経歴及び勤務形態を考慮のうえ決定している。

こうした職務内容の特性等を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

徳島大学の理念・目標は、自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献することとしている。

監事の職務内容は、国立大学法人の業務を監査することとなり、責任の度が高度である。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員（取締役）報酬19,276千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

監事の報酬月額は民間企業の役員報酬を参考としている国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しており、他の同規模の国立大学の監事と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

徳島大学の理念・目標は、自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献することとしている。

監事(非常勤)の職務内容は、国立大学法人の業務を監査することとなり、責任の度が高度である。

監事の報酬月額は、他の同規模の国立大学の監事(非常勤)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	8,216 (39,026)	8 (46)	0 (3)	2.3.31	-	
理事 (非常勤)	該当者なし					
監事	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

注: 理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	当該理事は教育担当として、明日を目指す学生の多様な個性を尊重し、学生が志しをもって学び、感じ、考え、生涯にわたって学び続ける知と実践にわたる体系的な教育を行い、優れた専門的能力と、自律して未来社会の諸問題に立ち向かう、進取の気風を身につけた人材を育成するなど本学の運営及び教育に貢献した。 当該理事に対する退職手当の額は、国立大学法人徳島大学役員退職手当規則において、役員としての在職期間におけるその者の業務の実績等に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができることと規定しており、これらの業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う業務実施評価の結果を総合的に勘案した上で、増額又は減額を行わないこととした。
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えられる。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当において、当該役員の業務実績の評価により、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、次に示すとおり、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、令和2年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人1,791人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人島根大学…当該法人は、教育・研究事業において類似する近隣地域の国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数1,588人)となっている。

(2) 国家公務員…令和2年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額408,868円となっており、全職員の平均給与月額は416,203円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は209,240円となっている。

また、中期計画における人件費見積りの範囲内で、人件費を病院部門と病院以外の部門で、それぞれ一元的に管理することとし、本法人の業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、学長裁量による人件費枠を確保し、機動的かつ重点的な人員配置を行うことによって、人的資源の効果的運用と効率的配分を図り人件費の管理に努める。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績評価の結果を基礎資料とし、その成績等に応じて、現に受けている基本給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期、12月期)における支給割合の増減を決定する。

③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

国立大学法人徳島大学職員給与規則に則り、基本給(基本給月額及び基本給の調整額)、賞与(期末手当及び業績手当)及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当及びオンコール手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+調整手当+広域異動手当)に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

業績手当については、業績手当基礎額(基本給+調整手当+広域異動手当)に業績手当成績率決定基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度では、特殊勤務手当に感染症患者対応手当を追加した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,496	44.0	6,479	4,692	44	1,787
事務・技術	334	43.2	5,519	4,030	51	1,489
教育職種 (大学教員)	530	51.9	8,780	6,290	41	2,490
医療職種 (病院看護師)	478	37.6	5,013	3,669	46	1,344
医療職種 (病院医療技術職員)	151	38.2	5,021	3,678	37	1,343
その他医療職種 (医療技術職員)						
その他医療職種 (看護師)						
指定職種	3	66.2	14,061	10,238	8	3,823

常勤職員 (年俸制)	152	40.8	6,575	6,575	38	0
教育職種 (大学教員)	152	40.8	6,575	6,575	38	0

非常勤職員	90	48.7	3,829	2,865	53	964
事務・技術	34	51.1	3,185	2,434	64	751
教育職種 (大学教員)	12	46.0	5,214	3,813	40	1,401
医療職種 (病院看護師)	15	55.2	4,302	3,227	50	1,075
医療職種 (病院医療技術職員)	13	34.4	3,831	2,902	16	929
その他医療職種 (看護師)						
技能・労務職種	16	51.0	3,714	2,701	71	1,013

非常勤職員 (年俸制)	130	44.5	6,528	6,528	87	0
事務・技術	26	47.9	4,255	4,255	42	0
教育職種 (大学教員)	104	43.7	7,096	7,096	98	0

注: 在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載していない。

注: 医療職種(病院医師)については、該当者がいないため記載していない。

注: その他医療職種とは、大学の学生や職員に対する保健管理に関する業務を行う職種を示す。

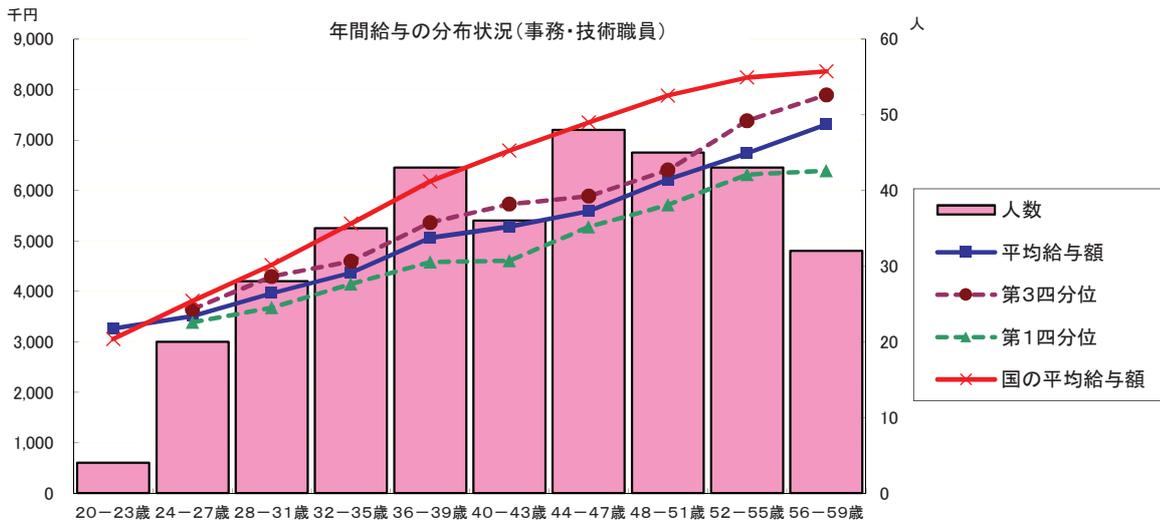
注: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注: 技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員等である。

注: 該当者が2名以下である職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、

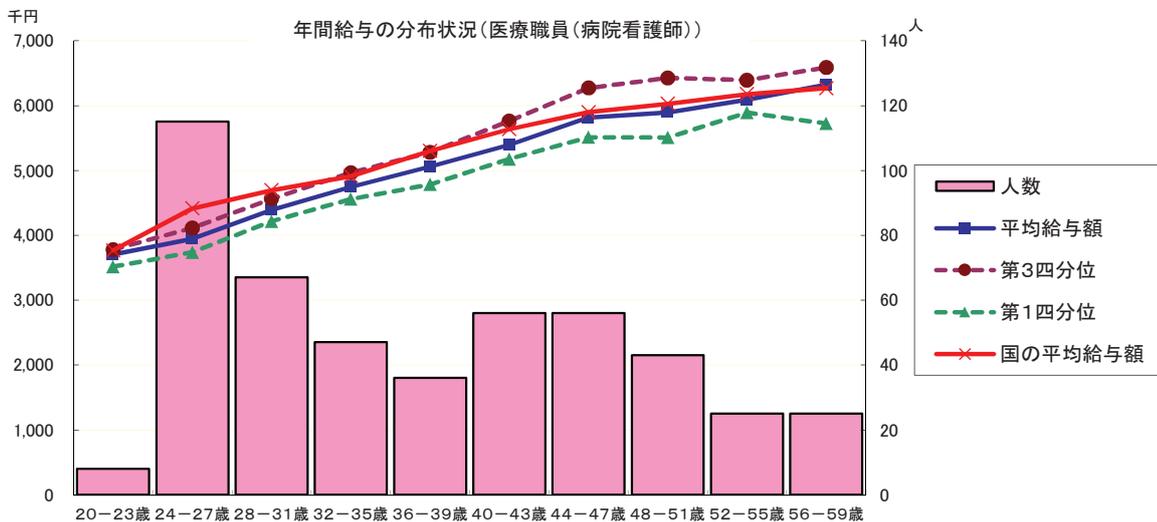
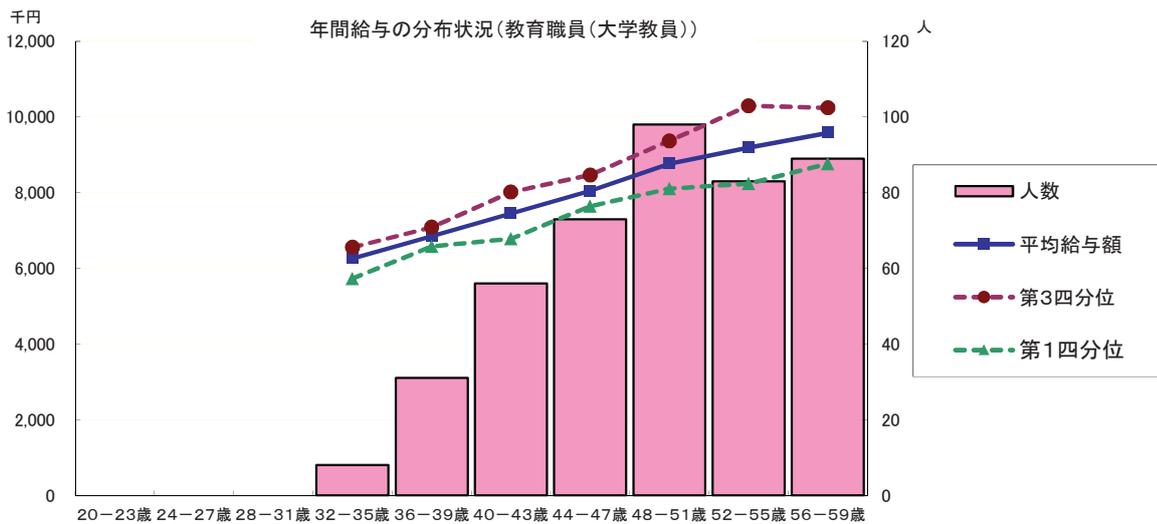
区分以外は記載せず、職員全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注:年齢20～23歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	7	56.2	9,883	11,760 ～ 7,872
課長	30	55.6	7,657	8,633 ～ 6,954
副課長	26	51.5	6,512	6,986 ～ 6,243
係長	138	46.2	5,731	7,152 ～ 4,472
主任	31	40.5	4,963	6,103 ～ 4,146
係員	102	33.4	4,051	5,124 ～ 2,889

注:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「技術部門長」を含む。

注:「副課長」には、副課長相当職である「専門員」、「技術専門員」及び「副技術部門長」を含む。

注:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	225	57.0	10,048	13,458 ～ 8,061
准教授	158	49.6	8,240	9,657 ～ 6,116
講師	87	47.8	7,799	9,130 ～ 6,500
助教	60	44.5	6,513	7,474 ～ 5,564

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
看護部長	1			～
副看護部長	4	53.0	7,750	～
看護師長	35	50.7	6,493	7,028 ～ 5,589
副看護師長	52	45.8	5,863	6,642 ～ 4,173
看護師	386	35.1	4,668	6,612 ～ 3,430

注:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は記載していない。

注:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額(最高～最低)は記載していない。

注:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.7	% 56.5	% 56.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.3	% 43.5	% 43.4
	最高～最低	% 53.1～38.6	% 51.9～38.6	% 51.9～38.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.8	% 57.9	% 57.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.2	% 42.1	% 42.2
	最高～最低	% 49.0～38.4	% 49.0～38.4	% 46.8～38.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.4	% 56.9	% 56.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.6	% 43.1	% 43.8
	最高～最低	% 50.9～40.6	% 50.9～40.1	% 50.9～40.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.0	% 58.0	% 58.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.0	% 42.0	% 42.0
	最高～最低	% 49.3～33.9	% 49.0～38.8	% 48.7～37.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 51.1	% 53.0	% 52.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 48.9	% 47.0	% 48.0
	最高～最低	% 49.0～48.6	% 49.0～44.0	% 49.0～46.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.2	% 57.2	% 57.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.8	% 42.8	% 42.8
	最高～最低	% 49.0～38.3	% 49.0～38.6	% 49.0～38.7

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 81.5 ・年齢・地域勘案 89.0 ・年齢・学歴勘案 80.7 ・年齢・地域・学歴勘案 88.6 (参考)対他法人 93.4
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:30.8%】 (国からの財政支出額 14,932百万円、支出予算の総額 48,527百万円： 令和2年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和元年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 11.1%(常勤職員数334名中37名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 73.7%(常勤職員数334名中246名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 24.9%】 (支出総額 48,113百万円、給与・報酬等支給総額 11,969百万円： 令和元年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 人員配置については、本学の教育、研究、管理運営等が効果的に実施できるように配慮して、長期的な教学的及び経営的展望に立って、適正化を図っている。 また、給与水準については、① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方で参考とした他の国立大学法人等の給与水準と同等かそれ以下であり、対国家公務員指数の状況及び上記の視点からみても、給与水準は適切である。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準を維持する。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 95.3 ・年齢・地域勘案 97.3 ・年齢・学歴勘案 93.1 ・年齢・地域・学歴勘案 96.4 (参考)対他法人 96.0
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:30.8%】 (国からの財政支出額 14,932百万円、支出予算の総額 48,527百万円： 令和2年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和元年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 1.0%(常勤職員数478名中5名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 44.6%(常勤職員数478名中213名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 24.9%】 (支出総額 48,113百万円、給与・報酬等支給総額 11,969百万円： 令和元年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 人員配置については、本学の教育、研究、管理運営等が効果的に実施できるように配慮して、長期的な教学的及び経営的展望に立って、適正化を図っている。 また、給与水準については、① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方で参考とした他の国立大学法人等の給与水準と同等かそれ以下であり、対国家公務員指数の状況及び上記の視点からみても、給与水準は適切である。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準を維持する。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和2年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○事務・技術職員

- ・22歳(大卒初任給)
月額 182,200 円 年間給与 2,995,000 円
- ・35歳(主任)
月額 279,000 円 年間給与 4,650,000 円
- ・50歳(副課長)
月額 367,300 円 年間給与 6,202,000 円

○教育職員(大学教員)

- ・27歳(博士修了助教)
月額 297,200 円 年間給与 4,886,000 円
- ・35歳(講師)
月額 367,600 円 年間給与 6,207,000 円
- ・50歳(准教授)
月額 460,100 円 年間給与 7,769,000 円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 6,500 円、子1人につき 10,000 円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績評価の結果を基礎資料とし、その成績等に応じて、現に受けている基本給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期、12月期)における支給割合の増減を決定する。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,423,347	千円 12,386,269	千円 12,130,380	千円 11,969,824	千円 11,870,697	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,155,635	千円 1,342,913	千円 955,291	千円 1,073,120	千円 788,334	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 6,164,792	千円 6,284,223	千円 6,523,185	千円 6,684,561	千円 6,904,493	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,684,447	千円 2,731,219	千円 2,773,488	千円 2,810,399	千円 2,823,129	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 22,428,222	千円 22,744,625	千円 22,382,346	千円 22,537,904	千円 22,386,655	千円

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- 前年度(令和元年度)との比較について
「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」がそれぞれ前年度比0.83%減及び0.67%減となった主な要因は、人件費抑制のため退職教員の後任不補充等によるポスト削減によるもの、また、退職手当の前年比支給減によるものと考えられる。
- 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。
役職員の退職手当について、支給水準の引き下げを実施した。
役員に関する講じた措置の概要：退職手当基本額の調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。
職員に関する講じた措置の概要：退職手当基本額の調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。

Ⅳ その他

特になし